

排出量等算出にあたってご確認頂きたいポイント<令和7年度版>

化管法PRTR届出における業種や排出・移動量算出に関して、主にご確認頂きたい**12のポイント**をまとめました。

①令和6年度から政令改正後の物質届出が必要です。

第一種指定化学物質は[515物質](#)となりました。[ガソリン等に含まれる成分](#)についても確認してください。

②昨年度と同じ業種を選択していますか。

原則、昨年度と同じ業種を選択してください。業種の確認は[日本標準産業分類（平成5年10月改定）](#)を参照してください。なお、「[その他の製造業（3400）](#)」は貴金属や楽器、玩具等の製品を製造する事業所に該当します。

③前年度の排出・移動量から大きく変化していませんか。

取扱量の記入、単位・桁の間違い等ありませんか。

④物質の届出漏れはありませんか。

工業用キシレン中のエチルベンゼンなどの記載忘れ。

⑤化学反応して別の物質に変化していませんか。

取扱時は対象物質であっても、排出・移動時に届出対象外の物質に変化した場合は、排出・移動量に含みません。
(例：重合原料、キレート剤、反応性の高い物質など)

⑥金属化合物等の量をそのまま届け出ていませんか。

[金属化合物等は元素換算](#)で算出してください。

⑦排出先の区分は適切でしょうか。

高沸点化合物や金属の排出先が大気になっていませんか。
難水溶性物質の排出先が公共用水域になっていませんか。

⑧外気温の変動等を考慮して排出量を算出していますか。

貯蔵タンクやガソリン等のタンクからの排出は[PRTR排出量等算出マニュアル](#)や[石油連盟のHP](#)を参照してください。

⑨処理装置による除去率を考慮していますか。

排ガスや排水処理装置による除去率・分解率については、[PRTR排出量等算出マニュアル](#)を参照してください。

⑩廃棄物以外のものは移動量から差し引いていますか。

例えば、金属のくずをリサイクル業者に売却する場合は、その分は移動量から差し引いてください。

⑪特別要件施設に該当しますか。

焼却炉など廃棄物処理施設を有している場合は、[特別要件施設](#)に該当するか確認してください。

⑫特別要件施設の届出物質を確認していますか。

下水道終末処理施設や廃棄物処理施設、鉱山保安法で定める施設等を有する場合は[届出物質](#)を確認してください。

お問合せ先：PRTR サポートセンター(email: support_prtr@nite.go.jp TEL:[03-5465-1681](tel:03-5465-1681) (9:30~16:30))